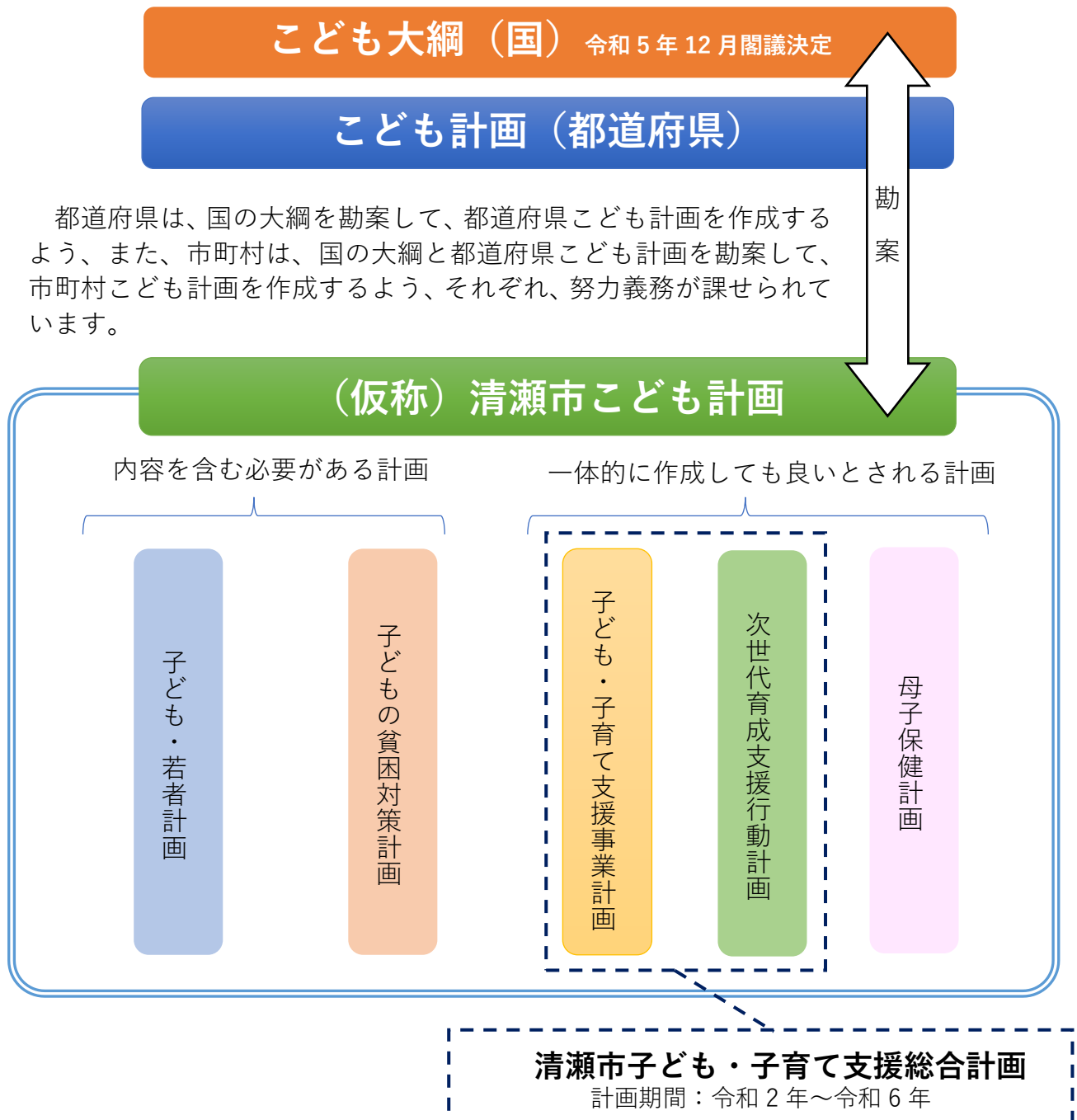


## こども計画策定について

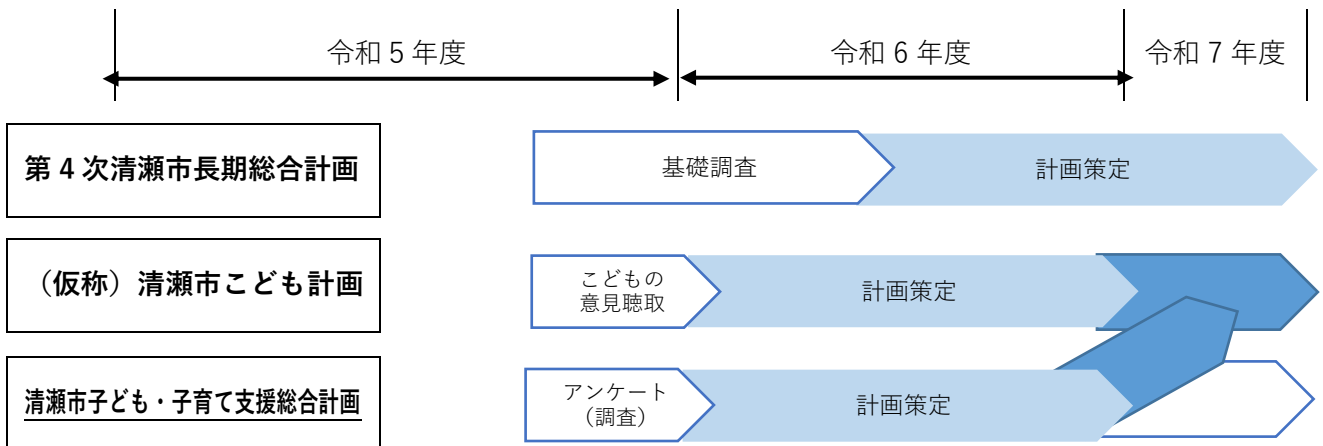
### 1 清瀬市の方向性

清瀬市では、今後策定しなければならない第3期の「子ども・子育て支援事業計画」と、今後策定が努力義務化されている「こども計画」を「(仮称)清瀬市こども計画」として一体的に策定することを、現時点において想定しています。

なお、一体的に策定する場合、こども基本法の下に、こども施策に係る個別作用法のうちの一つとして子ども・子育て支援法があるため、「こども計画」に「清瀬市子ども・子育て支援総合計画」を包含する形で策定することになります。



## 2 計画策定スケジュール



## 3 子ども・子育て会議の役割

「子ども・子育て支援事業計画」に関する調査審議を行うほか、教育・保育施設の利用定員数の管理、清瀬市における当該施策の実施状況の調査審議をおこなう。

### (1) 「子ども・子育て支援事業計画」に関する調査審議

令和6年度で計画期間を終了する現計画をどのように策定するのか。「清瀬市子ども・子育て支援総合計画」を(仮称)清瀬市こども計画と同時に審議するのか平行して策定作業を行うのか。

### (2) 教育・保育施設の利用定員数の管理

第1回会議資料2 および 本会議 資料2の5 のとおり、現在は保育の需要を満たしている状況。

市立第7保育園の代替施設として同等以上の定員数を確保することで保育の受け皿としてはさらに充実することが見込まれる。

### (3) 清瀬市の子ども・子育て支援施策の方向性について

これまで待機児童の解消を目指して保育施設の拡充に重点を置いてきたが、今後は「保育の質の向上」が重要課題となる。

清瀬市では今年度、東京都の保育所指導監査部門に職員を研修派遣しており、保育所等の指導監査能力を向上させ、さまざまな業態による保育所経営でも保育の質を落とさず、子ども達の育ちを支えていきたい。